

# 多賀多目的運動場津波避難誘導マニュアル

(株)ヴァンラーレ八戸

# 目 次

## 第1章 総 則

第1項 用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

第2項 構内等の名称・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

第3項 水平避難と垂直避難・・・・・・・・・・・・4

## 第2章 運動場周辺の津波浸水予想と避難計画

第1項 津波浸水想定区域等・・・・・・・・・・・・5

第2項 津波避難計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

## 第3章 避難誘導路

第1項 構内の誘導路・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

第2項 職員不在時の避難・・・・・・・・・・・・・・9

# 第1章 総 則

## 第1項 用語の定義

### 1 このマニュアルで使用する用語の定義

用 語	意 味
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え3m以下の場合に発表される。
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合に発表される
L1津波	最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波。
L2津波	発生頻度は低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波。
水平避難	地図上で、今いる場所から他の安全な場所に移動すること。津波避難の最初の手段。
垂直避難	地図上では位置は変化しないが、今いるところよりも高いところへ移動すること。基本的に水平避難できない場合の次の手段。
津波避難 困難地域	徒歩避難を原則として津波到達予想時間までに避難対象地域外への避難が困難と考えられる地域。
津波避難ビル	万が一避難が遅れた場合や、浸水想定区域外への避難が間に合わない場合に利用する緊急・一時的な避難場所。

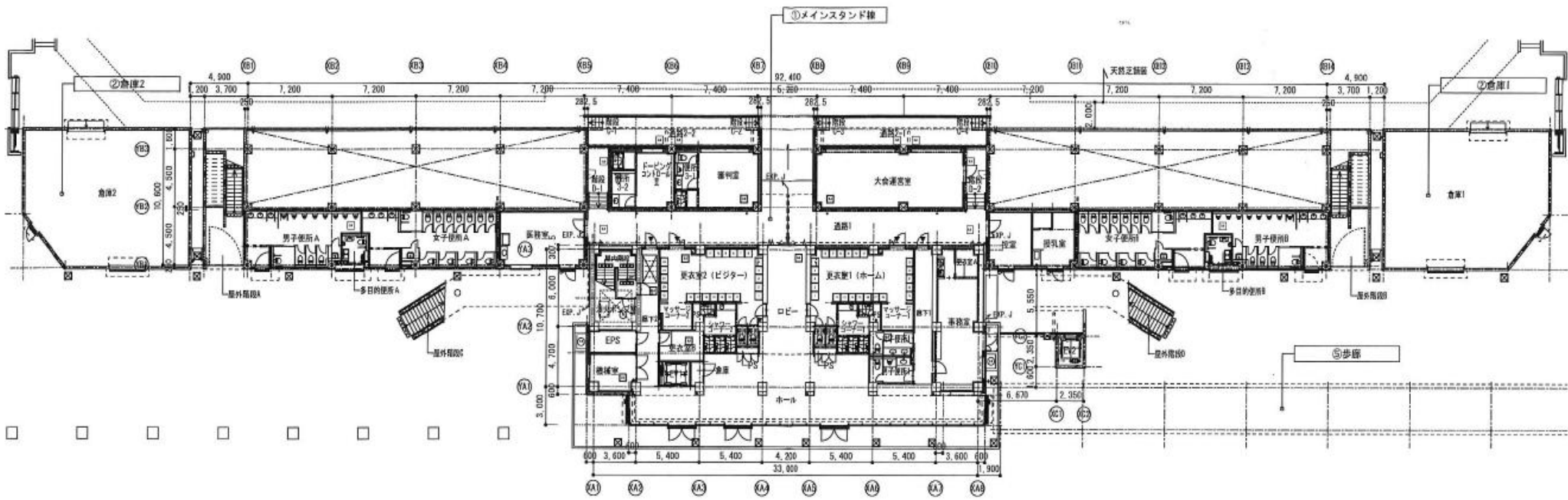
## 第2項 構内等の名称

### 1 構内全般の名称（下図参照）

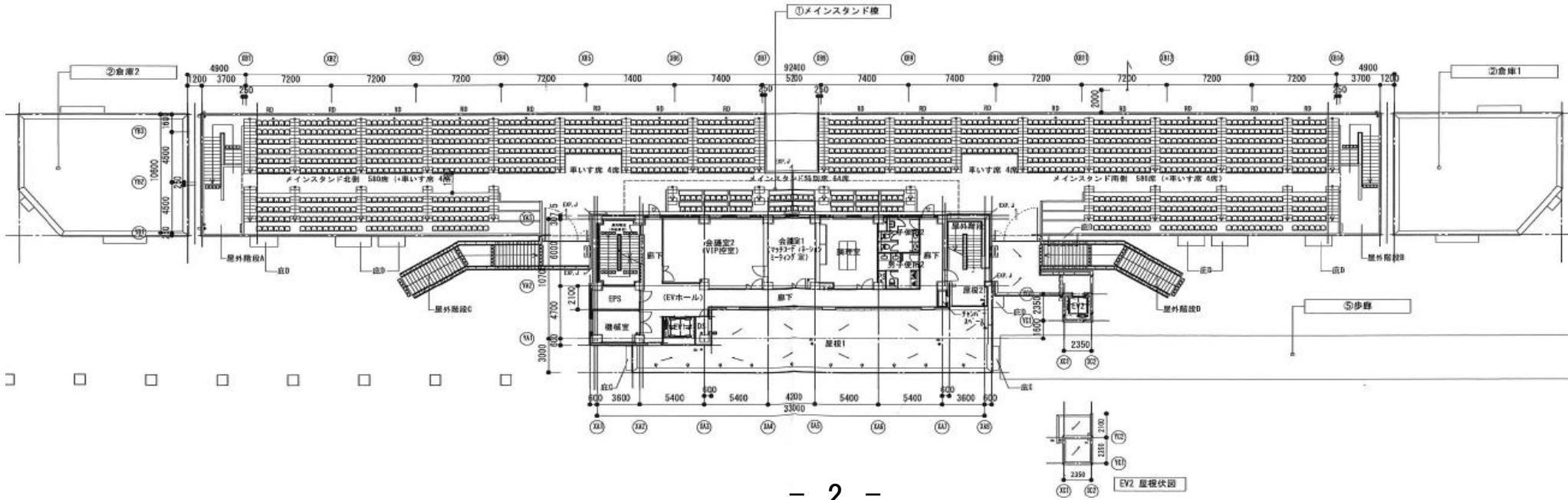


## 2 メインスタンド棟の名称 (下図参照)

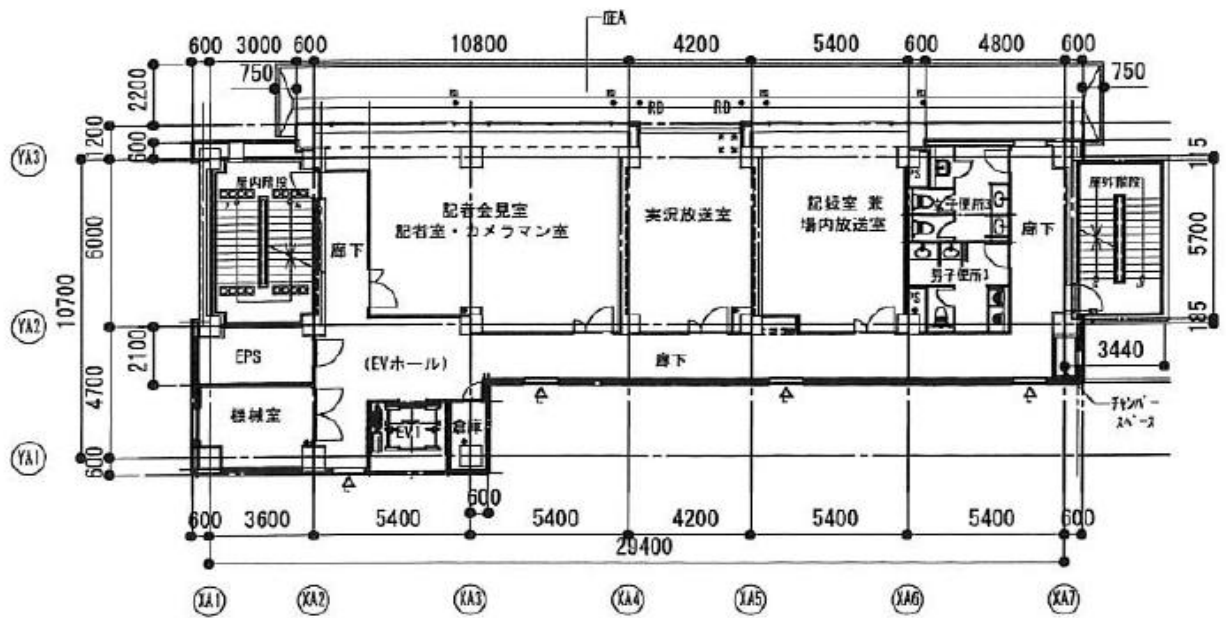
### (1) 1階



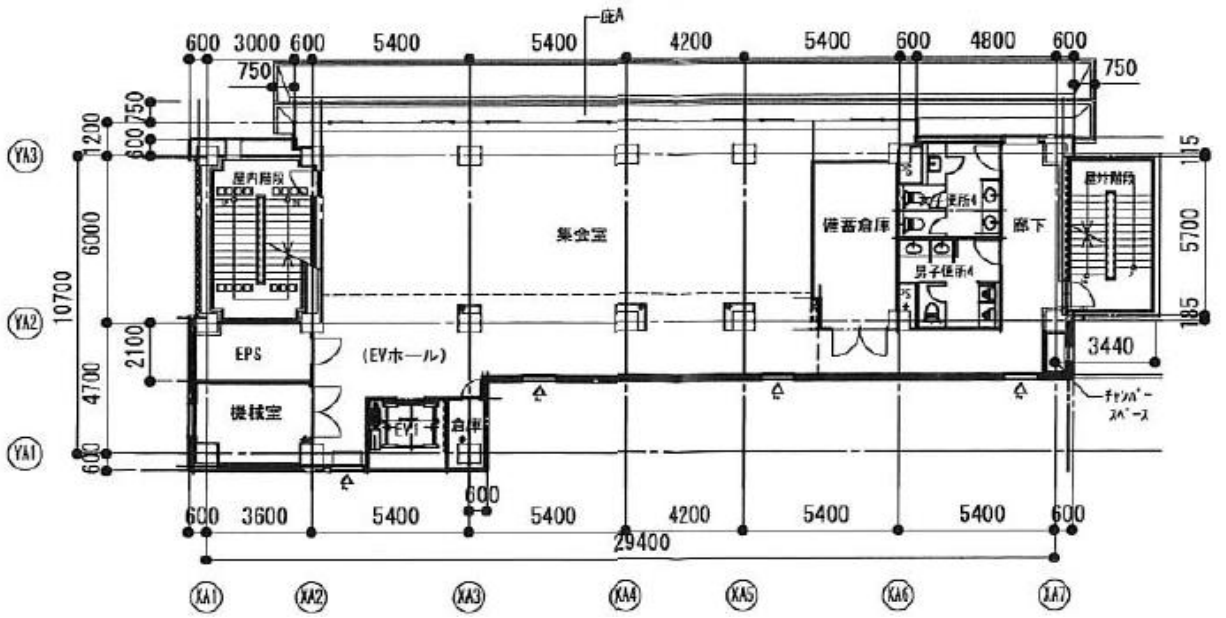
### (2) 2階



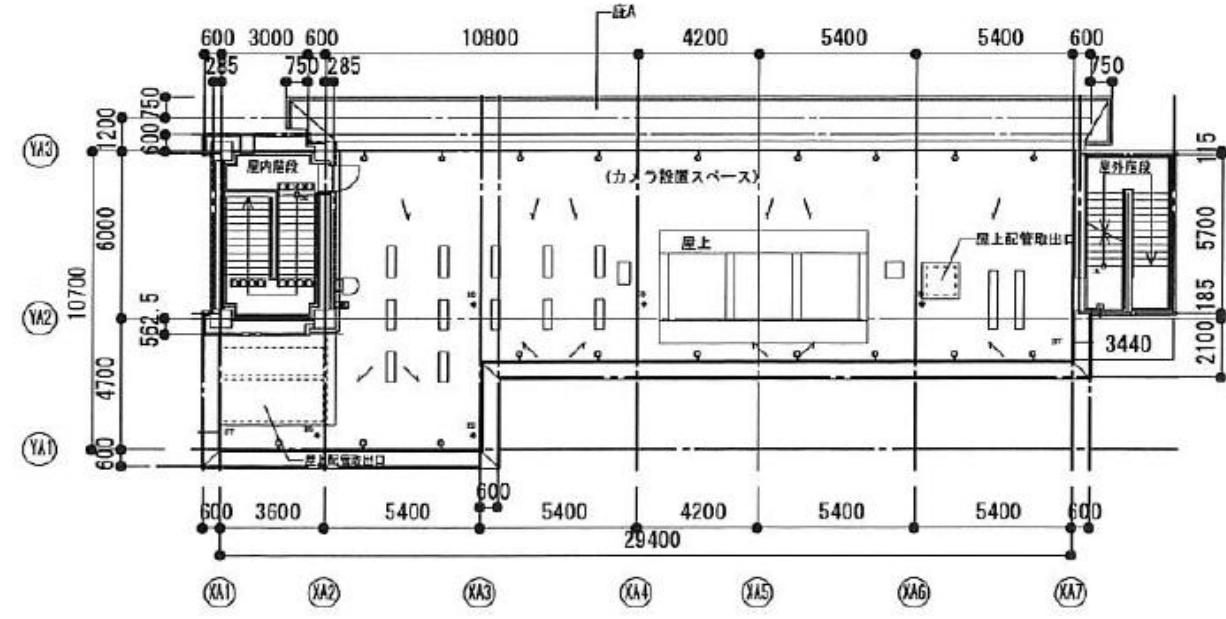
(3) 3階



(4) 4階



(5) PH階



## 第3項 水平避難と垂直避難

### 1 水平避難

津波避難では原則として多賀台小学校への避難を原則とする。

### 2 垂直避難(メインスタンド4階以上)

- (1) 観客の中で身体等支障がある避難者についても多賀台小学校への避難を原則とするが、急迫性があり4階への垂直避難を切望する者を拒否するものではない。
- (2) 観客以外の地域住民が避難してきた場合は、健常者であっても物理的に急迫性があり多賀台小学校への避難が間に合わない場合は、受け入れるものとする
- (3) 県道19号八戸百石道路を通行中の車両全員が避難して来た場合は、急迫性を勘案し、他施設への避難が考えられない場合は、受け入れるものとする
- (4) 取材中のマスコミ関係者については、避難を呼びかけるものの、避難者の生命を最優先しつつ、マスコミ関係者が4階以上への避難を固執する場合はそれを拒否するものではない

# 第2章 運動場周辺の津波浸水予想と避難計画

## 第1項 津波浸水想定区域等

### 1 津波警報時

津波警報時の多賀多目的運動場周辺の津波浸水想定区域は下の図のとおりであり、市川地区への最大到達高さは5.0mで、到達時間は地震発生から42分後と想定されている。



### 2 大津波警報時

大津波警報時の多賀多目的運動場周辺の津波浸水想定区域は下の図のとおりであり、市川地区への最大到達高さは16.0mで、到達時間は地震発生から52分後と想定されている。



## 第2項 津波避難計画

### 1 津波警報時

- ・津波警報時における市川地区の津波避難計画図は、下の図のとおりである。
- ・当施設は、津波による浸水が想定されていないことから、津波に対して運動場内の観客等に避難を促す必要はないが、自主的に避難する観客や地域住民がいた場合は、当施設へ受け入れず多賀台団地方面へ避難するよう促す。
- ※ 直近の指定避難所は多賀小学校だが、当該施設への避難は五戸川を横断することになり危険なため、多賀小学校への避難を絶対に誘導しない。





## 2 大津波警報時

- ・大津波警報時における市川地区の津波避難計画図は、下の図のとおりである。
- ・当施設は、浸水想定区域内であることから、避難先である多賀台小学校へ避難することとし、次章で定めるとおり避難誘導を行う。
- ・津波避難困難地域(下図赤網掛けの地域)住民の車両避難に支障が出ないように、車で来場した観客については徒歩での避難を呼びかけることとするが、最終的な避難方法については、各人の判断に委ねるものとする。



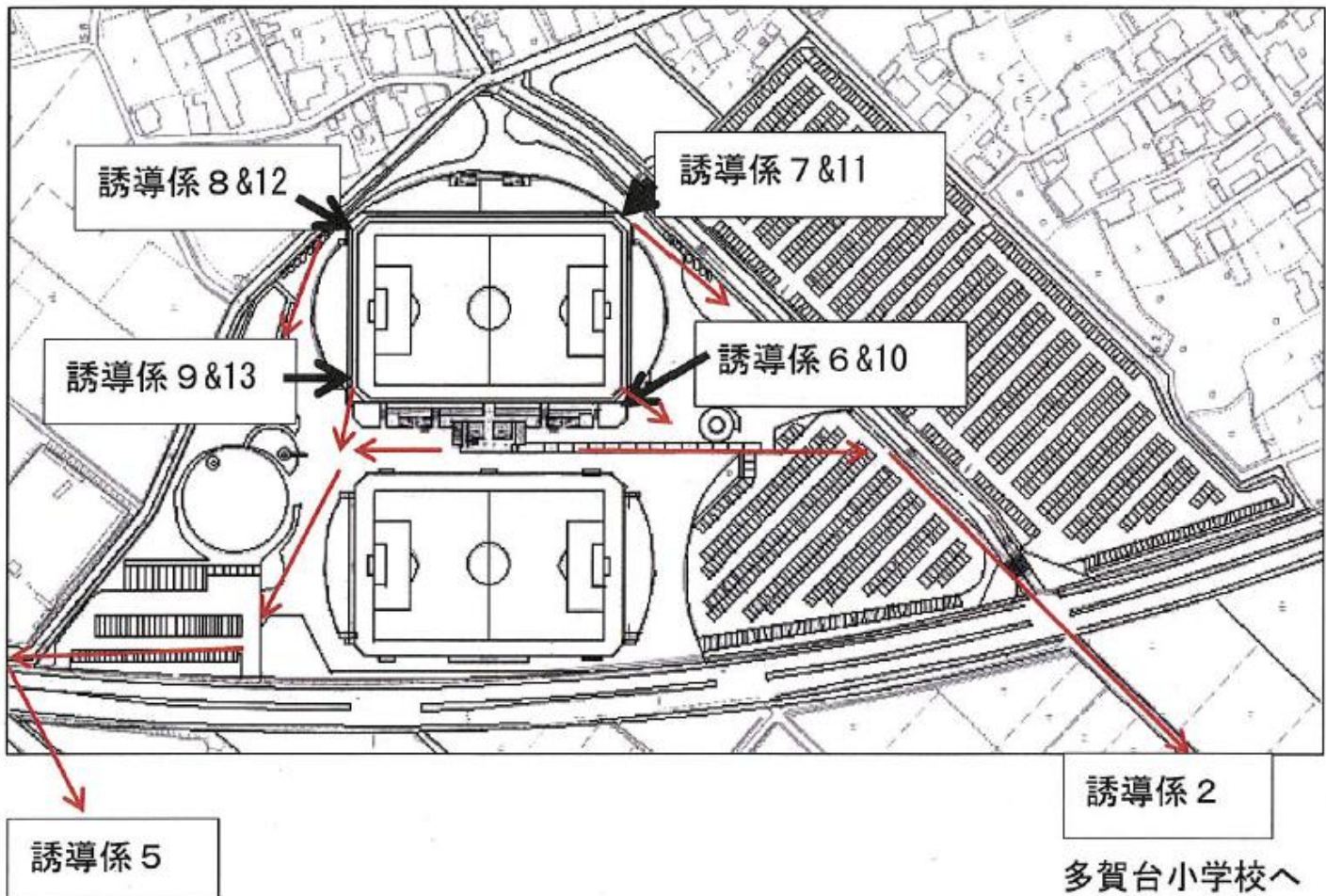
# 第3章 避難誘導路

## 第1項 構内の誘導路

### 1 メインスタンド（2階）からの避難誘導



### 2 避難道までの誘導



## 第2項 職員不在時の避難

- 1 職員不在時に大津波警報が発表され、避難困難地域等の避難者が避難する場合はメインスタンドの外階段を上り、4階のドアから構内に入ることができる。
- 2 避難経路は下図のとおりです。

